

令04原機（環保）022

令和5年2月24日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所

廃棄物管理事業変更許可申請書に係る変更について（届出）の取下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の5第2項の規定に基づき、令和5年1月25日付け令04原機（環保）018をもって届け出た国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に係る変更について（届出）を取下げることと致します。

記

1. 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人であって申請に係る書類にその代表者の氏名を記載した場合はその氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 取下げをする届出の件名及び届出日

件 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所
廃棄物管理事業変更許可申請書に係る変更について（届出）
令04原機（環保）018
届出日 令和5年1月25日

3. 取下げの日付

令和5年2月24日

4. 取下げの事由

令和4年4月28日付け令04原機（環保）010により申請し、令和4年12月27日付け令04原機（環保）017及び令和5年2月17日付け令04原機（環保）021により補正した廃棄物管理事業変更許可申請書について、許可を取得していないことから、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に係る変更について（届出）を取下げる。

以 上